

## 伊丹市の共催・後援・協賛等の許可に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う事業に対して、本市が共催・後援・協賛等（以下「共催等」という。）を許可することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (許可条件)

第2条 市長は、次の各号のすべてに該当する場合に共催等を許可する。

- (1) 市民福祉の増進および地域社会の発展に寄与すると認められるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動等を目的とする事業でないと認められるとき。
- (3) 広く市民一般を対象とするとき。
- (4) 営利を目的としないとき。
- (5) 暴力行為、迷惑行為等のおそれのないとき。

### (申請手続)

第3条 共催等の許可申請をしようとする者は、伊丹市（共催・後援・協賛等）許可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事項を記入し、開催日の1カ月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業名
- (2) 事業の趣旨等（目的、内容、規模、範囲）
- (3) 実施日時・期間
- (4) 実施場所
- (5) 主催者名
- (6) 実施責任者および連絡先
- (7) 入場料・参加費
- (8) 参加対象者
- (9) 他団体機関等の後援・協賛等の予定
- (10) 前各号に掲げるもののほか参考事項（昨年度の資料等）

### (許可の決定)

第4条 市長は、前条の共催等の許可申請を受理したときは、当該申請にかかる内容の審査を行い、許可または不許可を決定し、その旨を伊丹市（共催・後援・協賛等）（許可・不許可）書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可に際し、条件を付することができる。

(内容の変更・許可の取消し)

第5条 共催等の許可決定後において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続を怠り、または許可条件に反する事項があった場合は、共催等の許可決定を取消することができる。

(事業報告書の提出)

第6条 共催等の許可を受けた者は、当該事業終了後速やかに事業報告書(様式第3号)に関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年10月20日から実施する。

市の共催等許可に関する基準は、おおむね次のとおりとする。

1. 各種団体等が行う事業に対し市が行う奨励，援助の種類は，共催，後援，協賛とする。
2. この要綱において「共催」とは「申請団体と市が共同で主催すること」，「後援」とは「申請団体が主催する事業を市が後方から援助すること」，また「協賛」とは「申請団体が主催する事業を他の団体と力を合わせて助けること」をいい，申請があった場合，下表の基準をもとに総合的に判断するものとする。ただし，市長が特に認めた場合は，この限りでない。

	共 催	後 援	協 賛
団体の性格	専ら公共性、公益性を有し、全市民を対象として行う事業で補助金等を受けている団体の事業	公共性、公益性の高い団体の事業	公共性、公益性が認められる団体の事業
参加者負担	原則として参加者負担のないもの	参加者負担のあるものでもよい	
団体の事業実績	市内または県内に事務所を有し、通年にわたり計画的継続的に事業を行っているもの		
他団体との関係	専ら公共団体に関わるもの	公共団体または公共・公益的団体に関わるもの	公共的、公益的団体のほか一般団体の協力するもの